

令和元年6月13日（木曜日）

議 事 日 程

令和元年6月13日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第17号 舟橋村地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件
から議案第25号 村道の路線認定の件まで
(常任委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 選挙第2号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番	古川元規君
2番	良峯喜久男君
3番	加藤智恵子君
4番	杉田雅史君
5番	森弘秋君
6番	竹島貴行君
7番	前原英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金森勝雄君		
教	育	長	高野壽信君	
総	務	課	長	松本良樹君

生活環境課長 吉田昭博君
会計管理者 田中勝君

職務のため出席した事務局職員

事務局長 松本良樹
事務局主任 加藤 穰

午前10時00分 開議

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、令和元年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第17号から議案第25号まで

○議長（森 弘秋君） 日程第1 議案第17号 舟橋村地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件から議案第25号 村道の路線認定の件までの9件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（森 弘秋君） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長 竹島貴行君。

○総務教育常任委員長（竹島貴行君） 本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第18号 舟橋村手数料条例一部改正の件のうち当委員会所管部分、議案第19号 舟橋会館条例一部改正の件及び議案第22号 令和元年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（森 弘秋君） 次に、産業厚生常任委員長 前原英石君。

○産業厚生常任委員長（前原英石君） 産業厚生常任委員長報告。本定例会におきまして産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第17号 舟橋村地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件、議案第18号 舟橋村手数料条例一部改正の件のうち当委員会所管部分、議案

第20号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件、議案第21号 舟橋村都市公園条例一部改正の件、議案第22号 令和元年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管部分、議案第23号 令和元年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第24号 令和元年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第25号 村道の路線認定の件であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（森 弘秋君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（森 弘秋君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（森 弘秋君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論ありませんか。

6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 私は議案第20号に対して反対討論を行います。

当議案の提案理由として、当村の簡易水道事業は本年1月25日付の総務大臣通知により4年後の2023年までに公営企業会計へ移行する必要があることにより、簡易水道事業として、経営赤字が発生した場合は一般会計からの繰入金への補填ができなくなり、水道担当職員の給与も水道会計の負担になるとともに、水道施設等の減価償却に伴う内部留保資金の確保が必要になるということから、公営企業会計へ移行した場合の水道料金を自治会や各種団体と学識経験者等で構成する舟橋村簡易水道使用料等検討委員会で検討した結果、5%の値上げが妥当であるという答申がなされ、今回、水道料値上げを議案として提案がなされたものです。

この提案理由について、私は、それなりに理解はしているつもりですが、当議案の内

容である10月1日から料金を改定するための条例改正には反対を表明します。

理由といたしましては、まず10月1日より10%への消費税引き上げが決まっている状況で、消費マインドを冷やし、住民の家計を圧迫するという心配があります。そして、今回の5%の水道料値上げは、消費税の増税により5%以上の値上げになり、消費税増税と重なり住民に重税感を強いることになり、不満をあおることになりかねないと思います。

また、昨年から社会的に製品、サービス、食品の値上げが続いており、それらの値上げは需給を反映したものでなく、人手不足による人件費の増額や原材料費の高騰、異常気象による供給不足から来るコスト圧力によるものだと思われ、この社会的状況は変わっていません。具体的に例を挙げれば、電気料の値上げ、原油高騰によるガソリン等の値上げ、郵便料金や宅配便料金の値上げ、そしてビール等の嗜好品の値上げもありました。

そして、異常気象による生鮮食品の価格変動等も記憶に新しいところですが、本年、これからも食品や飲料品の値上げ予定が相次いでおります。最近でも身近で下水道料金が値上げされ、数々の値上げが住民の家計を圧迫しているという現実から目をそらすことはできません。

また、本年1月25日付の総務大臣通知により当事業が原則として4年後の2023年までに公営企業会計へ移行する必要があると提案理由を説明されましたが、4年前にも、平成27年1月27日付でも同様の総務大臣通知が出ておりました。しかし、議会への話はなく、それに対して何らかの対応がなされたのかの説明も聞いておりません。今さらの感はありますが、説明を聞いていれば簡易水道事業について議員として勉強を行い、住民の皆さんとも話をし、事業の方向性について考えることができたのではないのでしょうか。

今回の1月25日付の総務大臣通知「公営企業会計の適用の更なる推進について」や総務省自治財政局長通知「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」を見ると、今後2023年までの4年間をかけて水道事業を公営企業会計へ移行させるための取り組みを推進しなさいということであり、ことし10月までに公営企業会計へ移行しなければならないというものではありません。村長も提案理由で4年後の2023年までに公営企業会計へ移行する必要があると述べられています。

昨年末の12月に水道法が改正されましたが、この改正水道法の趣旨を酌み取り、2

0 2 3 年までの 4 年間という猶予期間を生かして検討を重ね、村にとっての最適な事業手法を見出すことが必要と考えます。そして、住民によりよい水道サービスを提供できるよう、知恵を絞るべきだと考えます。ここに来て早急な水道料金値上げは、すべきではないと考えます。

最後に、この 4 月末に行われました村議会議員選挙で我々議員は住民の負託を受け、この場にいます。選挙が終わって間がないこの時期に、議員として住民への負担を強いる議案に、よほどの理由がない限り同意はできないということもあわせて申し上げます。

以上の理由から、私は当議案に対して議員各位に住民への負担を回避すべきという私の考えに同意いただくことを期待し、反対討論といたします。

○議長（森 弘秋君） ほかに討論ありませんか。

7 番 前原英石君。

○7 番（前原英石君） 舟橋村簡易水道事業等給水条例の一部を改正する条例制定の件の賛成討論をいたします。

現在、舟橋村の簡易水道事業特別会計は地方公営企業法を適用せず運営しています。しかし、本年 1 月 2 5 日付の総務大臣通知で、2 0 2 3 年までに公営企業会計へ原則移行が必要となりました。公営企業会計に移行すると、経営に赤字が発生した場合の一般会計からの繰り入れができなくなり、料金収入による経営が必要になるなど大きな変化が発生いたします。

これまで舟橋村では、水道料金を平成 1 6 年に改定して以来、現在まで 1 5 年間その料金を据え置いています。その間、人口増加に伴い水道料金収入も増加傾向にあり、今後もしばらく人口の増加が見込まれています。

しかし、水道施設の老朽化は徐々に進み、これら施設の更新や耐震化のために資金の確保が必要となってきます。また、公営企業化に伴い赤字部分の一般会計からの繰り入れができなくなり、人件費についても水道会計からの支出が必要となることに加え、内部留保資金の確保も必要となります。

さらに、ことし 4 月、5 月に開催されました舟橋村簡易水道使用料等検討委員会での審議結果においても、水道料金改定は必要であると答申されております。

また、料金の改定率についても、簡易水道事業特別会計の黒字経営並びに内部留保資金確保の観点から 5 % が妥当であると考えます。

以上のことから、計画的な施設更新と将来に向けた水道事業の健全経営を維持するた

めの水道料金改定はやむを得ないと判断いたし、賛成討論といたします。

○議長（森 弘秋君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ないようですから、以上で討論を終わります。

（採 決）

○議長（森 弘秋君） これより採決いたします。

まず、議案第17号 舟橋村地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例制定の件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 舟橋村手数料条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 舟橋会館条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 舟橋村簡易水道事業等給水条例一部改正の件について採決しま

す。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 舟橋村都市公園条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和元年度舟橋村一般会計補正予算（第2号）について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和元年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号 令和元年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立全員であります。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号 村道の路線認定の件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 弘秋君） 起立全員であります。

よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

日 程 の 追 加

○議長（森 弘秋君） お諮りします。選挙第 2 号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件について、これを日程に追加し、選挙第 2 号を追加日程第 1 として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

選 挙 第 2 号

○議長（森 弘秋君） 追加日程第 1 選挙第 2 号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件について議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

舟橋村選挙管理委員会委員に

舟橋村舟橋63番地12	大塚俊匡君	74歳
舟橋村古海老江70番地	野越善弘君	63歳
舟橋村東芦原11番地13	田中芳治君	67歳
舟橋村国重142番地	矢地敦子君	66歳

同補充員に

舟橋村東芦原37番地8	伊井嘉裕君	64歳
舟橋村海老江121番地	明和俊一君	77歳
舟橋村稲荷59番地15	長谷川直人君	50歳
舟橋村竹内450番地	前原由和君	64歳

の以上8名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました8名を舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

したがって、舟橋村選挙管理委員会委員に、大塚俊匡君、野越善弘君、田中芳治君、矢地敦子君、同補充員に、伊井嘉裕君、明和俊一君、長谷川直人君、前原由和君が当選されました。

議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（森 弘秋君） 次に、日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 弘秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉 会 中 の 継 続 審 査 の 申 し 出 一 覧

委 員 会 名	所 管 事 務 調 査 事 項
議 会 運 営 委 員 会	1 議会の運営に関する事項 2 議会関係の条例及び規則に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項

○議長（森 弘秋君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨 拶

○議長（森 弘秋君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました条例案件5件、補正予算案件3件及び認定案件1件の9

案件を可決いただきまして、ありがとうございます。

令和元年度初の当定例会におきまして、一般質問では3人の新人議員さんから、村民の安全・安心と身近につながるご質問をいただきました。村政を預かっておる私といたしましては、今後それぞれの質問内容等を十分精査、検討いたしまして、課題の具現化に努めてまいる所存でありますので、議員各位のご理解とご協力、お願いを申し上げます。

さて、ご承知のとおり、去る7日に北陸地方が梅雨入りをしたと富山地方気象台から発表されました。これは平年より5日早く、昨年より2日早いとのことでございます。これからは、うっとうしい日が続くと思います。議員各位には十分健康にご留意いただきますようご祈念申し上げまして、大変簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年6月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時26分 閉会